

## 平成 25 年度第 2 回 男女平等推進市民会議 会議要録

日 時：平成 25 年 7 月 29 日（月）18:30～20:00

会 場：庁議室

参加者：山下泰子会長・斎藤利之委員・渡邊恭子委員・宮永浩美委員・鈴木久佐子委員・  
梶原千夏子委員・本田純委員・榎本ひとみ委員・西川昌彦委員・東淳治委員

事務局：市民部長・生活文化課長・男女共同参画係長・男女共同参画係員

### ○議題

- (1) 平成 25 年度第 1 回男女平等推進市民会議 会議要録（案）について
- (2) 諮問事項の協議

・議題 (1) 平成 25 年度第 1 回男女平等推進市民会議 会議要録（案）について

～異議なし～

・議題 (2) 諮問事項の協議

会 長：平成 24 年度の進捗状況評価について、どのように進めていくか、事務局から説明願う。

事 務 局：評価作成ワーキング・グループが終わり、今回はヒアリングの有無の決定と評価案全体について検討してほしい。

会 長：それぞれのワーキング・グループの代表者に、評価を作成した際の上での意見等を報告してもらおう。

まず、グループ 1 を総括して、概ね悪い評価はなかったように思う。グループ 1 では、D 判定がついた事業はない。前回より報告の内容が改善され、市民会議の趣旨が浸透してきたように思う。前回のように D 判定がついているためヒアリングをしてほしい、という事業はなかった。

委 員：グループ 2 では、基本的に前年度の課題がクリアされているかどうかの評価の明暗を分けたように思う。市民会議の趣旨を、まだ理解をしていない担当課もあるように見受けられた。D 判定がついたのは、趣旨を理解していない、もしくは、趣旨はある程度理解しているもののそれほど重要視されていないと思われる事業である。具体的な数値データが記載されていない事業も散見された。

委 員：グループ 3 で D 判定とした評価の中で、まず意見が挙がったのは、評価通番 55（プロジェクトチームへの女性職員の登用）について。プロジェクトチームが立ちあがった際には女性も加わるよう働きかける、という事業であるが、そもそもそういった立ちあげはなかったという報告であった。実際には、プロジェ

クトチームという枠に捉われず、今の仕事の中で、チームの一員として女性がいる、といった事例でも良いのではないか、という意見が出た。今後は、課題についての検討がなされているかという点も含め評価対象としていくため、今回は評価としては D 判定を付けざるを得ないというところである。また、評価通番 66（男女共同参画推進条例（仮称）の検討）については、第 6 期市民会議委員から引き継いだ検討事項であるが、具体的な取り組みがなされないまま、2 年連続で D 判定となっている。そのため、条例に関しては、再度検討する必要がある。なお、複数課にまたがった事業について、改めて適切な担当課に振り分けができていないかという点も議論に上がった。

会 長：他の委員から、何か意見はあるか。

委 員：報告や次年度の目標の中で、「検討していく」「考慮する」という表現が見受けられ、具体的に何をするのかというのがわからない報告が散見された。もう少し具体的な記載があるとよいと思った。

委 員：昨年度とあまり変化が見られない事業も数多くあった。

委 員：実績報告の課題において、多くの担当課は、事業そのものの課題をあげている。男女平等・共同参画という目標や視点について、もう一度相互理解を図る必要を感じた。

委 員：昨年度から評価作成の方法を変更したことで、庁内の意識付けが進んでいくのではないかと思う。視点が加味されているかどうかということを含めて、随分変わってきた部分もある。

会 長：評価を積み重ねていくことは、庁内の意識付けに有効だと考える。

次に、ヒアリング実施の有無及び対象課について議論していきたい。

事 務 局：D 判定とされた事業とは別に、会議の中で、委員からヒアリングをしたいという意見がでた事業がある。

会 長：前は D 判定とされた事業の担当課をヒアリングの対象としたが、今年度も同一方法とするか、または、議論の中でヒアリングをしたいという意見が出たところから切り込んでいくか。

事 務 局：今回、ヒアリングをしたいという評価事業が 4 つ挙がっている。

まず、生涯学習課の事業である評価通番 8（家庭における男女平等を推進するための啓発・男女平等を推進するための学習の場及び機会の提供）と、評価通番 32（男性の家事・育児・介護等への意識啓発及び参画の促進）である。講座は実施されているが、実際にプランをどこまで理解しているのか、事業がプランの中に位置づけられているという点が踏まえられていないのではないかと、という意見があった。生涯学習課の事業に関しては、前年度から変化がなく、どこまで担当課として関与ができるのかということも含めて、再度意見交換を行いたいとの意見もあった。

会 長：「男女の地位の平等感の醸成」というような視点や認識が欠けているのではないかと。評価としては C 判定であるが、生涯学習課のヒアリングを行うこととする。

事務局：次に、指導室の事業についても意見があった。評価通番 24（将来のライフコースを展望した教育の充実）である。こちら、実際にプランを理解した上で事業を実施しているのか判断できないという、生涯学習課とほぼ同様の意見がでてきている。評価が低いと、というアプローチではなく、プランについて市民会議と指導室が共通認識を持つためにも、意思疎通を図りたいという目的がある。国の男女共同参画会議でも、文部科学省の取り組みとして男女共同参画の重要性について周知徹底に取り組んでいるという話もでてきているところである。

委員：昨年もキャリア教育の中で、ワーク・ライフ・バランスやライフコースについて組み込んでどうかという提案をしたが、全く参考にされていない。もう一度それらの意義を説明し、できることを共に考えていきたい。

会 長：それでは、指導室に対してもヒアリングを行うこととする。

事務局：続いて、生活文化課の事業について意見があった。評価通番 66（男女共同参画推進条例（仮称）の検討）は、昨年度も D 判定とされていた事業である。先程も報告があったが、担当課は生活文化課であり、市民会議と共に検討していく事業としたい。

会 長：生活文化課についても、ヒアリングを行うこととする。  
続いて、D と判定された事業について確認する。

事務局：D 判定とされた事業の担当課は、生活文化課、産業振興課、生涯学習課、企画調整課、指導室である。

昨年度は、3 課（生活文化課・産業振興課・生涯学習課）と直接意見交換の場を設けている。なお、最終確認として市民会議の評価案を担当課に戻し、担当課では評価案に対して意見があれば文書で回答し、内容については市民会議で検討している。

会 長：評価案は、判定内容に限らず全課に戻しているということか。

事務局：数値等の最終確認の意味もあり、統一的に全課に戻し、担当課からの質問や意見について市民会議で検討し、評価の中で回答するという形式をとった。答申前に直接担当課から意見をもらえるため、このやり方は適切だと考えている。

委員：だんだん知見が積み重ねられていくと、担当課も市民会議の評価や判断基準を理解して、次年度はまた報告の書き方が変わってくるのではないかと思います。今回 D 判定をつけた担当課もあるが、評価理由もきちんと明記しているため、フィードバックし、齟齬がある場合には市民会議に戻してもらい、その上でヒアリングをする必要がある場合はヒアリングを行うとしてはどうか。4 段階評価とあわせて、提言・提案を行っているため、評価を確認した上で、担当課に判断

してもらおう、という形式がよいのではないか。

会 長：では、評価通番 55（企画調整課）に関しては、評価の内容を確認した上で担当課が納得した場合、ヒアリングを行う必要はないということになる。

委 員：是非ヒアリングを行いたいのが、指導室と生涯学習課である。産業振興課は、昨年度に比べ、今年度は努力が見られ、意識としては少し高まっているように思う。

会 長：それでは、ヒアリング対象は指導室・生涯学習課・生活文化課の3課とし、相互理解を深めるため、としてヒアリングを行うこととする。ヒアリングを行う際に、市民会議の認識について担当課に説明をすることになるが、生涯学習課はグループ1の代表者が、指導室はグループ2の代表者が、生活文化課はグループ3の代表者が中心となって行うこととする。せっかくの機会なので、当該事業だけでなく、課全体の事業や評価も含めて、意見交換ができる場としたい。

#### ・議題（3）その他

事 務 局：今後のスケジュールについて説明する。まず、評価案を担当課に戻し、質問・意見等を取りまとめた上で、次回市民会議で検討する。また、答申期限が10月31日であるため、9月30日の会議では、答申について最終審議を行うこととなる。なお、第7期市民会議委員の任期は11月20日までとなっている。

会 長：続いて、男女平等・共同参画市民意識アンケートについて、議題を移す。事務局から説明願う。

事 務 局：今年度、アンケートの実施が決定している。前回は、平成22年に市民向けと事業者向けに実施しているが、今回事業所向けのアンケートを実施するか否かについて検討してほしい。

会 長：この件については、4月の会議で意見が分かれていたように思う。プランに基づく具体的な取り組みがなされていない中で事業所にアンケートを行っても意味がないのではないかという意見と、ひとまずアンケートを行い、その後で取り組みを行えば、取り組みによる成果がわかるのではないかという意見と、2つに分かれていた。これについて意見はあるか。

委 員：統計の調査は、定期的にとっていくことで見えてくる部分もある。男女共同参画は、市民・事業者・市が一体的に取り組むべきことであるので、アンケートを行った方が、施策に生かせる部分もあるのではないかと思う。可能であるならば、事業所にもアンケートを行った方がよいのではないか。

事 務 局：前回のアンケートは、現行プラン策定時の事前調査として平成22年に行った。今回は、プラン計画期間の中間年度にあたるため、市民会議での検討を経て、市民アンケートの実施が確定している。なお、平成22年以前のアンケート実施は平成6年である。

- 会 長：事業所にとって、こうしたアンケートを目にすること自体が意識付けになるのではないか。また、市としてプランが存在することや、男女共同参画の考え方があるということの認識に繋がるのではないか。
- 委 員：プランの重点施策 2 で、市内事業所への取り組みを明示している。市内事業所との連携という部分において、事業所への意識付けを行うためには、現状把握は必要と考える。
- 事 務 局：アンケートの送付先は前回実施時とほぼ同じになる。もし、実施するのであれば、具体的な働きかけができていない現状で、前回と同内容のアンケートを送付するのではなく、プランの周知と方向性について説明した上で、ニーズ調査のような位置付けとしてはどうか。
- 委 員：アンケートの内容は変更してよいのか。
- 事 務 局：その点については、検討が必要である。  
前回アンケートは、現行プランにおける新規事業として、事業所に対する取り組みを進めていくための下地としてアンケートを実施している。ゆえに、アンケートを実施するのであれば、さまざまな取り組みや働きかけを行った後、プランの計画期間終了後の実施が適当なタイミングではないか。
- 委 員：市民会議の働きかけが、事業所の方針変更につながるということではない。職場環境の改善に向けて、国や都の働きかけがあり、それを受けて世論の流れも変化しており、事業所が取り組むべき課題があると思う。そうした課題に向けての取り組みは、企業として当然に行うべきことだと考えるため、前回と同内容でのアンケート実施でよいと思う。その上で、働きかけを行い、意見交換等を行うならば意味はあると思う。
- 事 務 局：国や都が動いているから企業が動くという訳ではない面もある。市として何ができるのかという方策を考える時、独自の働きかけが出来るようニーズ調査に近いものとしてはどうか。
- 委 員：働きかけをする前にアンケートを実施しても意味がない、という前提ではなく、もし事業所の方針や考え方に変化がないのであれば、市民会議としては、その結果を受けて、具体的な取り組みを進めるべきである、という認識としてはどうか。本来は、市民会議が働きかけをする以前に、企業はあるべき姿に向けて努力をしなければならない。まずは、現状をそのまま知ることが必要だと思う。
- 会 長：そしてそのアンケート結果を、市民会議は生かさなければならない。これを生かして、次に事業所との関係で何をするか、という意見が出てくるのではないか。
- 委 員：今後の方向性も含め、この場で決定するのではなく、アンケートをより有効なものとするためにも検討を重ねる必要があると考える。今年度ではなく来年度

以降に時期をずらして行ってはどうか。

会長：平成22年度のアンケートの結果をもう一度机上に載せて、議論する必要がある。その上で、次回アンケート実施時の基本となるよう、次期市民会議委員に対してある程度方向性も含めて資料や情報を提供すべきだと考える。そのため、9月30日の会議で、事業所向けのアンケートについて検討・審議を行うこととし、次期市民会議委員への実施に向けた申し送り事項としたい。アンケート調査自体は、次期市民会議において作成し、アンケート結果を踏まえた取り組みについて継続審議してもらおうこととする。

続いて、市民向けアンケートについて検討する。以前の会議では、アンケート項目が多すぎるため、設問等を精査するという方向性となっていた。

事務局：定点観測という意味合いからも、削除可能な設問と残すべき設問がある。また、設問の回答方法を工夫することで、ある程度設問数は削減することができる。設問によっては、現状や市のプランについて説明を加えた上で、質問する方法があり、啓発の意味合いを含むアンケートとなるよう工夫する必要がある。なお、属性における勤労形態（働き方）と働いている、働きたい／働いていない理由について問う設問など、追加する設問があってもよいと考える。

また、他の自治体における男女平等・共同参画アンケートの中には、近年「災害への備えについて」という項目を加えているものがある。新たな設問として加えるか否か検討してほしい。なお、設問としては、「災害に備えるために必要だと思う施策」、または「いざという時に備えて日頃から取り組んでいること」について訊ねる、という2通りがある。

委員：回答結果から何を導き出すのか。どのように男女共同参画プランの中に活かしていくのか。

委員：おそらく、備えについての質問を入れている自治体は、何らかの防災に関する取り組みがなされており、その取り組みについて行政が支援をしていくという方向性を持って聞いているのではないかと思う。防災に女性の視点を入れていくというのは、男女共同参画だけでなく、そもそもの防災の課題としてあるため、あえて設問とすることで支援につなげていくことを想定しているのかもしれない。どちらの設問とするのかも含め、防災の担当課との調整を行う必要があるのではないか。

会長：例えば、「災害に備えるために男女共同参画の視点を加味するには、どのようなことが必要だと思いますか」として、選択肢を10くらい挙げて、その中から5つ選んでもらう。そこで、市民がどんなことを必要に思っているか、ということを知ることができる。

委員：市の防災計画が11月頃に策定予定だが、その中に男女共同参画の考え方が反映されているのではないか。そういった状況を鑑みると、アンケート実施が年明

け 1 月になるのであれば、設問設定することで、内容が重複する懸念がある。担当課と内容について協議し、整理した上で設問設定の有無について検討する必要がある。

会 長：同じ事象でも、防災の分野からの見方と、男女共同参画の分野からの見方で、見えてくるものが違うのかも知れない。また、男女共同参画市民アンケートに、防災の項目が入ることの必要性もあると思う。

事 務 局：アンケートの設問としてではなく、例や文言として組み込むことも一案である。

委 員：おそらく防災計画を策定する過程で、行政で討議されたのは、被災地の課題を机上に載せ、それらについてどのような対策を講じることができるのか、という内容もあったかと思う。行政側からの支援や補助の必要性と、弱者としてではなく、女性の視点からの災害対策について、市民会議として情報提供や提案を行うことはできるのではないか。

委 員：次回会議において、防災計画の素案と照らし合わせ、男女共同参画の視点が盛り込まれているのであれば、最終的な判断をすればよいのではないか。

会 長：それでは、次回会議で、防災の項目を加えるかどうかの最終的な判断を行うこととする。

○次回会議

8 月 12 日（月） 18：30～